

埼玉県と東日本高速道路株式会社との連携と協働に関する協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と東日本高速道路株式会社（以下「乙」という。）は、県民サービスの向上と地域の活性化に資するとともに、高速道路、サービスエリア・パーキングエリアにおける質の高いサービスの提供等を通じて、利用者の利便の向上、利用拡大を図るため、以下のとおり包括的連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲と乙の緊密な相互連携と協働に関する基本的な事項について定める。

（連携と協働の推進）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携と協働を推進する。

- （1）観光振興及び地域情報の発信に関すること
- （2）防災・災害対策に関すること
- （3）地域・暮らしの安全・安心に関すること
- （4）環境保全に関すること
- （5）県産の農林水産物、加工品、工芸品の販売・活用に関すること
- （6）地産地消に関すること
- （7）その他、地域社会の活性化・県民サービスの向上に関すること

2 前項の連携と協働を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行う。

3 第1項の連携と協働を推進するにあたり、甲と乙は県内市町村との連携が図られるよう努める。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。

ただし、この有効期間にかかわらず、協定の有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日から更に3年間有効とし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成27年2月17日

甲 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
埼玉県
埼玉県知事

上田 清司

乙 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号
東日本高速道路株式会社
代表取締役社長

廣瀬 博